

奈良県告示第三百十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

令和二年十二月十一日

奈良県知事 荒井正吾

名称	所在地	認定が効力を有する期限
独立行政法人国立病院 機構奈良医療センター	奈良市七条二丁目七八九番地	令和五年十一月三十日